

井原市立井原中学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月 策定 令和8年5月 改訂

いじめに関する現状と課題

- 本校のいじめの認知件数は、年間数件で推移している。近年増加傾向にあるのは集団によるいじめではなく、人間関係を築くのが苦手で些細な口喧嘩などが原因で学校に行きたくなくなる事例が多い。また、SNSの中で起こるトラブルも増えている。生徒が自分専用のスマートフォンやタブレットなどを所有している割合は年々増加傾向にあり、1日の利用時間も増加傾向にある。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織や警察などの関係機関とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための情報収集や教員間の情報共有、教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも教務主任・学年主任等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態の調査を行い、その結果を基に、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- 生徒の人権尊重の意識を高める指導に重点を置く。
 - いじめについて考える週間等において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - 生徒のインターネット利用の実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、保護者懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 学校運営協議会委員、主任児童委員、保護司等の地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校以外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 PTA人権教育研修会等で家庭教育のあり方等について研修を行う。 学年だよりやPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を掲載し、周知していく。 いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、周知していく。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 定例の開催は年3回。具体的事案に対しては、随時。 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC、SSW <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> 井原市教育委員会、県教育委員会 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者支援のための専門スタッフの派遣、ネットパトロールによる監視 福祉部、病院等その他関係機関との連携調整 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> 井原警察署、青少年育成センター <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 非行防止教室の実施 定期的な情報交換、連絡会議の開催 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の指導力向上のための研修として、井原警察署生活安全課等から講師を招聘し、生徒のネット利用の現状と指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめについて考える週間等において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 <p>(人権教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科の学習・道徳・特別活動を通して、人権尊重の意識を高める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握のためのアンケートを学期に1回以上実施し、学期ごとの教育相談等に効果的に活用する。そのことにより、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。また、休憩時間等の見守りや生活ノート等からも生徒の様子をつかむよう心掛ける。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見過ごすことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙を作り、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校での生徒の様子を学年だより等で保護者に知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を営むことができるよう指導を行う。